

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
翌日の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 保険医療機関の指定
- 土地改良区の役員の住所の変更(二件)
- 土地改良事業計画の適否の決定(五件)
- 土地改良事業の認可(六件)
- 土地改良事業の完了
- 開発行為に関する工事の完了
- ◇公安告示 風俗営業等取締法による聴聞
- ◇公 告 准看護婦試験の実施
- ◇正 誤 昭和五十年十二月鳥取県告示第千百十三号中訂正

規 則

鳥取県規則第一号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号及び第三号を次のように改める。

二 前号及び次号に掲げる地域以外の地域 千四百四十円

三 船岡町、八東町、佐治村、鹿野町、泊村、日南町及

び日野町の地域 千四百円

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県訓練手当支給規則の規定は、昭和五十一年十月一日以後に職業訓練を受けた日に係る基本手当の支給について適用し、同日前に職業訓練を受けた日に係る基本手当の支給については、なお従前の例による。

3 改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて昭和五十一年十月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に支給された基本手当は、改正後の鳥取県訓練手当支給規則の規定による基本手当の内払とみなす。

告 示

鳥取県告示第一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十二年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取生協病院附属 第三事業場診療所	鳥取市古市一八五 三洋製紙内	昭和五十一年十二月二十六日
福 永 医 院	気高県青谷町青谷 四三〇の六	二十九日
岡本歯科医院 皆生診療所	米子市上福原 一八三八の一五	十五日

鳥取県告示第二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員（の住所）に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十二年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

東伯町土地改良区

理事	
三浦益雄	
変更前	東伯郡大栄町大字大谷二二二番地の一七六
変更後	東伯郡大栄町大字大谷二二二番一七六地

鳥取県告示第三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員（の住所）に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十二年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

天神野土地改良区

理事		井口繁賀	
変更前	倉吉市三江四三六番一地	変更後	倉吉市三江四三六番地
変更前	倉吉市小鴨一四七番四一	変更前	倉吉市小鴨一四七番四一
変更後	倉吉市小鴨一四七番地の一〇	変更後	倉吉市小鴨一四七番地の一〇
変更前	倉吉市天神野一三三三番一	変更前	倉吉市天神野一三三三番一
変更後	倉吉市小鴨一三三二番一	変更後	倉吉市小鴨一三三二番一
変更前	倉吉市志津七五三番二	変更前	倉吉市志津七五三番二
変更後	倉吉市志津七五三番二	変更後	倉吉市志津七五三番二

中橋久雄

西浦信吉

西尾義雄

井口繁賀

鳥取県告示第四号

東鴨土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(東鴨地区維持管理)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十二年一月六日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十二年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五号

昭和五十一年十一月一日付けで北条町から申請のあつた土地改良(鳥地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

			山崎新松	
		変更後	変更前	変更後
		東伯郡関金町安歩八六七番地一	東伯郡関金町安歩八六七番地	倉吉市志津七五二番二地
	新田明信			
	変更前	変更後		
	東伯郡関金町松河原二〇二番地	東伯郡関金町大鳥居二二三番地九二		

鳥取県告示第六号

昭和五十一年十一月八日付けで河原町から申請のあつた土地改良(稲常地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十二年一月十二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
北条町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 三 縦覧に供する場所
河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七号

昭和五十一年十一月二十六日付けで関金町から申請のあつた土地改良（横谷地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八号

昭和五十一年十二月一日付けで淀江町から申請のあつた土地改良（本宮

地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九号

昭和五十一年十二月十日付けで米子市から申請のあつた土地改良（別所地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十号

淀江町から申請のあつた町営土地改良（北沼田地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第十一号

淀江町から申請のあつた町営土地改良（下楚利地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年一月五日認

可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第十二号

大山町から申請のあつた町営土地改良（赤松地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第十三号

大山町から申請のあつた町営土地改良（中楨原地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第十四号

岸本町から申請のあつた町営土地改良（吉長地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年一月五日認

可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第十五号

日南町から申請のあつた町営土地改良(鉄穴内地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工 事 完 了 年 月 日	届 出 者
楠城地区農道整備事業	昭和五十一年七月三十日	國府町

鳥取県告示第十七号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年八月三十一日 鳥取県指令受米土維第三百五十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市福市字寺屋敷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市中島三八五―二

株式会社 西米商事

代表取締役 富長野武男

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年一月十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十二年一月二十七日 午前十一時から

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室(県庁本庁舎七階)

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市湖山町四二〇〇番地 福岡正録

公 告

保健婦助産婦看護婦法(昭和28年法律第203号)第18条の規定により、准看護婦試験を次のとおり実施する。

昭和52年1月11日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時

昭和52年3月1日(火) 午前9時から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

3 受験願書の提出期限

昭和52年2月12日(土) (郵送の場合は、昭和52年2月12日までの消

印のあるものは、有効とする。)

4 その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課へ問い合わせること。

正 誤

昭和五十年十二月鳥取県告示第千百十三号(土地改良区の役員の就退任について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
十三 上 終わりから三 門脇 榮 門脇 榮